

奨学金制度の充実を求める意見書の提出について

奨学金制度の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年10月27日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか54名
(自民党市議団, 日本共産党市会議員団,
公明党市議団, 京都党市議団,
無所属(議), 無所属(議))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 財務大臣, 文部科学大臣 宛て

京都市会議長 名

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金制度で、無利息の第一種奨学金と年3パーセントを上限とする利息付きの第二種奨学金がある。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっている。

しかしながら、近年、第一種、第二種共に、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは、無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入している。さらに、平成26年度からは、延滞金の賦課率の引下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって国におかれては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を行うこと。
- 2 オーストラリアで実施されているような、収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに、無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援

を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。